

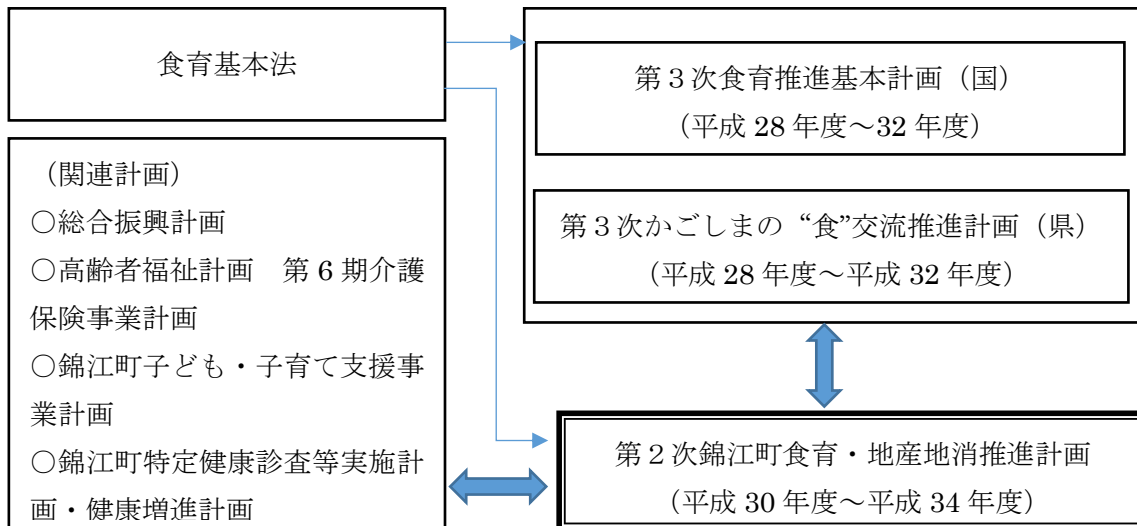
2. 計画の基本的な考え方について

【食育基本法第 17 条】

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

【食育基本法第 18 条】

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。



【計画の期間】

計画の期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

ただし、社会情勢等の変化により、計画期間内においても必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

【策定体制】

計画の策定にあたり、教育・健康福祉・農林水産等の関係機関・団体や行政機関代表など、食育推進に携わる関係者で構成する「錦江町食育・地産地消推進会議」を中心に、計画の内容に関する検討を行うとともに、今後の本町における食育と地産地消のあり方について協議を行う。また、町民の意見を取り入れるため、アンケート調査及びパブリックコメントを実施する。